

公募型プロポーザル公告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

1. 趣旨

本業務は、「第 5 次糸田町総合計画後期基本計画」及び「第 2 次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和 7 年度をもって計画期間が終了することを受け、令和 8 年度を計画始期とする「第 6 次糸田町総合計画」及び「第 3 次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を目的とする。次期総合戦略の策定にあたっては、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する。なお、次期総合戦略については「総合計画」における重点施策として位置づけ、両計画を一体的に策定するものとする。

なお、両計画の策定及び改訂にあたっては、町民の意向を十分に反映させ、実効性の高いものを計画することとする。

2. 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 委託業務名

第 6 次糸田町総合計画及び第 3 次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

(2) 仕様等

「第 6 次糸田町総合計画及び第 3 次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日～令和 7 年 11 月 28 日

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による契約とする。

(5) 提案上限金額

12,652,000 円（消費税抜）

(6) 公告期間

令和 7 年 1 月 20 日（月）～令和 7 年 1 月 30 日（木）

3. 参加条件

参加者は、単独企業又は企業グループとし、以下に示す要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること。
- (5) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 糸田町暴力団排除条例第6条、糸田町暴力団等排除措置要綱第3条及び第5条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- (9) 租税滞納のないこと。

4. 参加表明手続等の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ③直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ④業務経歴書（任意様式）

※過去5年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。

- ⑤役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ⑥納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）の写し（免税事業者等も要提出）

(2) 参加表明書等の交付場所

糸田町役場地域振興課及び糸田町公式ホームページ

(3) 参加表明書等の提出期限、提出方法及び提出先

- ア 提出期限 令和7年1月30日(木)午後5時まで(必着)
- イ 提出方法 糸田町役場地域振興課へ郵送(簡易書留)又は持参
直接持参する場合、開庁日の午前8時30分から午後5時まで
- ウ 提出先 〒822-1392
福岡県田川郡糸田町 1975-1
糸田町役場 地域振興課 企画係
T E L : 0947-26-4025
メール : chiiki@town.itoda.lg.jp

5. その他

詳細は「第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務プロポーザル実施要領」及び「第6次糸田町総合計画及び第3次糸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」による。

以上公告する。

令和7年1月20日

糸田町長 森下 博輝